埼玉県富士見市（ふるさと納税申込書）

申込日：令和　　年　　月　　日

富士見市長　様

下記のとおり寄附をしたいので申し込みます。

◎あなたの情報

ふりがな		電話番号	
氏　　名		携帯電話番号	
		Fax	
住　　所	〒		
	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ		

◎寄附金額

寄附金額	円

◎寄附金の払込方法を１つお選びください。

指定	払込方法
	富士見市の窓口に持参する ＊窓口は、富士見市役所 本庁舎２階 政策財務部シティプロモーション課です。
	現金書留で送金する（この申出書を同封してください。） ＊申し訳ありませんが、郵送料は寄附いただく方の負担となります。
	納付書 ＊後日、市指定の納付書を送付しますので、納付書に記載の金融機関の窓口で納付してください。
	口座振込 ＊寄附申込書の内容確認後、担当者より振込先を連絡しますので、当該振込口座にお振込みください。なお、振込手数料はご寄附者様にてご負担ください。

※クレジットカード決済による払込みは、インターネット申込に限ります。

◎指定する寄附金の使いみちに寄付金額をご記入ください。

※指定がない場合は「５　その他市長が活力に満ちたまちづくりに必要と認める事業」となります。

番号	使い道区分	寄付金額
1	子どもを育むまちづくりのための事業	円
2	健康及び福祉を増進するまちづくりのための事業	円
3	生涯学習を推進するまちづくりのための事業	円
4	安心で安全なちづくりのための事業	円
5	その他市長が活力に満ちたまちづくりに必要と認める事業	円

２枚目に続きます

◎寄付金に関して公表する際に、公表してもよい事項に〇印をご記入ください。

※記入がない場合は「公開を希望しない」となります。

※寄付金額及び指定した使途については、公表させていただきますので予め御了承ください。

	（１）住所・所在地（市区町村名のみ）
	（２）氏名（団体名）

◎「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の利用を希望される場合はご記入ください。

□　寄附金税額控除に係る申告特例申請書を希望する。

生　年　月　日　（　　年　　月　　日　）

※後日送付する申請書に記入・押印の上、ご返送ください。

◎返礼品をお選びください。（富士見市在住の方（住民登録のある方）は、返礼品をお選びいただくことはできません。）

返礼品一覧をご確認の上、希望される返礼品の番号、寄附金額、名称及び個数をご記入ください。

	返礼品を辞退する （返礼品の送付を希望しない方は左欄に〇印をお願いします。）

	番号	寄附金額	名称	個数
①		円		
②		円		
③		円		
④		円		
⑤		円		
合計		円		

※5 つ以上ご希望される場合は別紙にご記入いただきお送りください（様式はありません）。

※返礼品は事業者から直接送付しますので、寄附いただいた方のご住所、お名前、ご連絡先を事業者に提供しますことをご了承ください。

◎返礼品のお届け先を別途指定する場合は下記にご記入ください。

	郵便番号	住所	氏名	電話番号
①				
②				
③				
④				
⑤				

３枚目に続きます

◎その他要望等

ご不在日や富士見市への応援メッセージ等があればご記入ください。	

◎送付先　富士見市役所　政策財務部シティプロモーション課

〒354-8511　埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1

◎問合せ先　富士見市ふるさと納税事務局

TEL ０５０－３１５８－３００７　FAX ０５０－３４８８－０８８９

◎申し込みについての注意事項
・寄附の回数制限はありません。
・富士見市在住の方（住民登録のある方）は、返礼品をお選びいただくことはできません。

◎返礼品についての注意事項
・パンフレットに掲載があっても、パンフレット送付後に在庫切れとなってしまい、返礼品の送付が出来ない場合もございます。その場合は、別途ご連絡いたします。
・お申込の返礼品の在庫があることを確認して受付を完了した後の、返礼品の変更はお受けできませんのでご了承ください。
・ホームページおよびパンフレットの返礼品の写真はイメージです。実際のものとは異なる場合があります。
・原則、寄附の入金確認後の翌月末までに発送いたします。
（例）10 月 20 日に入金確認できた場合は、11 月末までに発送いたします（在庫状況や配達可能時期に限りがあるものは除きます)。
・長期間のご不在等により、返送になった返礼品については、再度の送付はできません。
・酒類は、未成年の方のお申し込みはお断りします。
・返礼品には、市や事業者のパンフレット等が同封される場合があります。

◎ふるさと納税ワンストップ特例制度
寄附を行う際に、寄附先の地方公共団体に申請することにより、確定申告をしなくても、寄附金控除が受けられる制度です。ただし、この制度が利用できるのは、以下の要件を満たす方に限ります。
・ふるさと納税（寄附金）による寄附金控除以外に確定申告書や市民税・県民税申告書を提出する必要がないこと。
・寄附先（地方公共団体）が５団体以下であること。